

「集落営農」で地域の農業を守る

2015年の農林業センサスの調査では、香南市の農業就業人口は**2,207人**、10年間で約3割も減少しています。また、65歳以上の割合も**57%**と高齢化が進んでいます。

農業振興センターでは、地域で助け合う営農の仕組みとして関係機関と連携し、「**集落営農**」を進めています。



集落営農とは？

集落の農地と産業について話し合い、合意のもと、集落ぐるみで営農活動を行うものです。集落で取り組むことで、経費の削減や収益向上が期待されます。



地域営農支援事業の活用

県・市は集落営農組織が農作業受託や園芸品目等の栽培、農産加工などの取り組みを行うための、機械・施設整備に活用できる補助事業を用意しています。

取り組み例

- 個人経営では稲作の機械更新経費が大きな負担
→**機械の共同利用や作業の受委託**
- 収益を上げたい
→**共同での新たな作物の栽培・直販、農産加工**
- 集落を活性化したい
→**交流活動**

地域営農支援事業

- 集落営農組織への補助(対象事業・補助率)**
 - 集落営農のための機械の整備
・・・補助率1/3以内
 - 農地集積や6次産業化に取り組むための、機械や施設等の整備
・・・補助率1/2以内
- 集落営農法人(1年以内に法人化する組織を含む)への補助(対象事業・補助率)**
 - 事業戦略を実行するための機械や施設等の整備
・・・補助率1/2以内
(市町村の継足し1/10以上必須)
 - 組織間の連携に関する地域農業戦略を実行するための機械、施設等の整備
・・・補助率1/2以内
(市町村の継足し1/10以上必須)

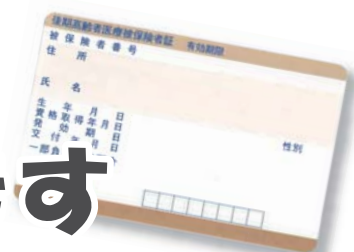
お気軽にご相談ください

集落営農にはさまざまな形があり、それぞれの地域の状況に応じた方式を選択することができます。最初から集落全員で取り組む必要はありません。農業振興センターにお気軽にお問い合わせください。

- 県中央農業振興センター ☎53-3039
- 市農林水産課 ☎50-3015



後期高齢者医療保険料の軽減特例を見直します



●● 保険料均等割軽減の対象の方の月額保険料について ●●

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「**均等割額**」と、所得に応じて負担する「**所得割額**」を合計して個人ごとに算定されています。

7割軽減の対象となる方の被保険者均等割額については、当面の暫定措置として特例的な軽減を実施してきました。しかし、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に見直しを行い、**制度本来の仕組みである7割軽減に戻します。**

◆保険料の計算方法

保険料 = **均等割** + **所得割**

一人あたりの年間保険料 = 加入者全員が等しく負担 + 所得に応じて負担

年額 54,316円

所得割額計算式
※賦課基準額 × 10.49%



※賦課基準額…総所得金額等(公的年金等控除などを差し引いた額)から、基礎控除額(43万円)を引いた所得金額

令和3年度の被保険者均等割額の軽減が変わります

世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
43万円+10万円×(【年金・給与所得者等の人数】-1)以下の世帯	7割	8.5割	7.75割	7割
上記のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下の世帯		8割		7割

保険料を年金からの引き落としで納めている方については、年度の前半(4・6・8月)は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半(10・12・2月)で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、月の平均保険料額は上がりますが、10月からの引き落とし額は下がる場合があります。

